



# 年金Q&A Vol.14

## Q

私は昭和31年10月生まれの女性で、民間企業に10年勤務後、国民年金に20年加入し、現在は地方公務員として7年勤務しています。  
私の場合、何歳から老齢厚生年金を受給できるようになるのか教えてください。

## A

あなたの場合、下のグラフの赤枠が該当します。民間企業期間の老齢厚生年金を60歳から、公務員期間の老齢厚生年金を62歳から受給できます。  
また、65歳からは、国民年金の老齢基礎年金も受給できます。

### <老齢厚生年金について>

#### 1 受給資格

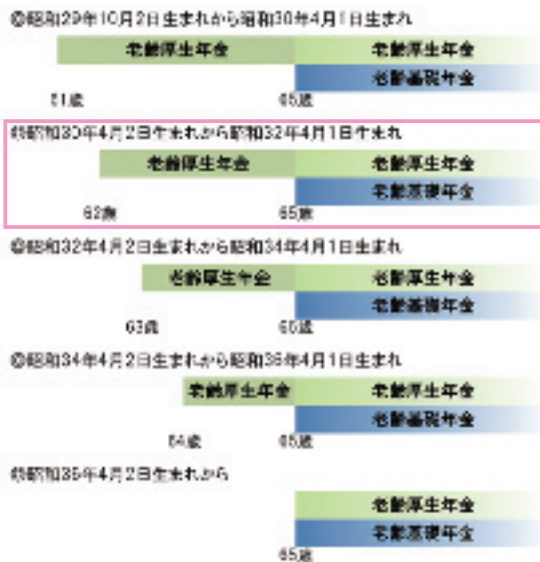
特別支給(65歳前)の老齢厚生年金は、次のアからウまでの要件すべてに該当したときに受給できます。

- ア 支給開始年齢に達していること
- イ 1年以上の被保険者期間(公務員と民間の期間を合算)を有すること
- ウ 公的年金制度の加入期間と国民年金の保険料免除期間を合算した期間が25年以上であること

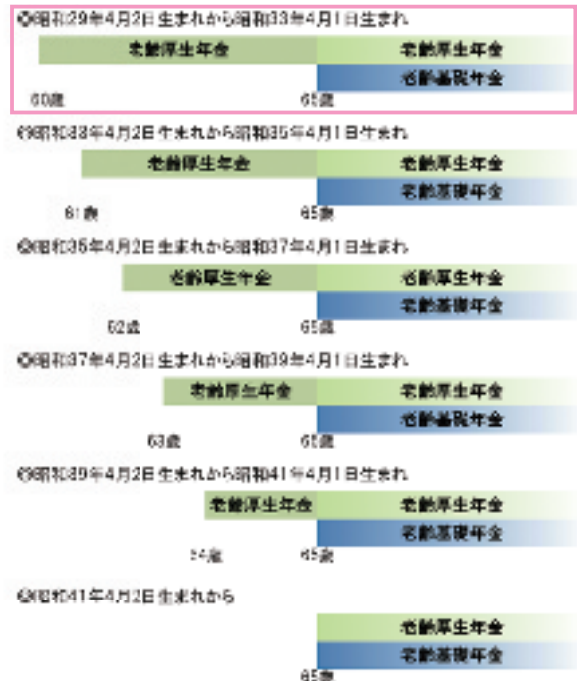
#### 2 支給開始年齢

老齢厚生年金の支給開始年齢は、下の表のとおりです。

##### (1) 公務員期間及び民間企業期間(男性)に係る支給開始年齢



##### (2) 民間企業期間(女性)に係る支給開始年齢



#### 3 年金請求の手続き

特別支給の老齢厚生年金の請求書類は、原則、最後が公務員である場合は該当の共済組合、最後が民間企業である場合は日本年金機構から送付されますが、公務員期間と民間企業期間に係る支給開始年齢が異なる場合は、それぞれから送付されます。

(執筆/地方職員共済組合)